

知事等特別職の給与改定について

1 知事等特別職の給与改定

- ・ 給料月額については、改定しない。
- ・ 期末手当については、国の指定職の支給月数に合わせて改定することとしたい。
(+0.05 月)

(1) 給料月額

- ・ 前回改定時（平成7年）からの一般職の給与改定の累積改定率（0.96%）が微小であり、また、他県の状況等を勘案し、特別職報酬等審議会委員懇談会の意見のとおり、給料月額については、据え置く。

(2) 期末手当の支給月数

- ・ 現在、本県の特別職の期末手当は、国の指定職（事務次官・本省の局長等）の期末・勤勉手当の支給月数と同様に3.35月としている。
- ・ 国の指定職の期末・勤勉手当は、人事院勧告を受け0.05月引き上げられており、また、一般職の動向も踏まえ、国の指定職の支給月数に合わせ、3.40月とすることとしたい。（令和元年12月1日適用予定）

【参考1】

給与改定に係る特別職報酬等審議会委員懇談会（令和元年11月8日開催）の意見
(給料月額)

- ・ 給料月額は据え置くことが適当。

(期末手当)

- ・ 期末手当は、国の指定職（事務次官・本省局長等）と合わせるよう整理しており、今年度も、国が指定職の支給月数を引き上げた場合には、それと合わせて支給月数を引き上げることが適当。

【参考2】

一般職については、本年10月の人事委員会勧告どおり、給料表を改定するとともに、期末・勤勉手当の年間支給月数を、現行の4.45月から0.05月引き上げ、4.50月（引き上げ分は勤勉手当に配分）とすることとしたい。（令和元年12月1日適用予定）

2 改正が必要な条例等

(1) 改正予定条例

- ・ 知事及び副知事の給与等に関する条例
- ・ 公営企業管理者の給与等に関する条例
- ・ 教育長の給与等に関する条例
- ・ 監査委員の給与等に関する条例
- ・ 特別職の秘書の職の指定等に関する条例

(2) 改正条例の提案

令和2年第1回県議会定例会に提案予定